

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年4月4日 00時30分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島南方沖 佐久島南方灯標から真方位186° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 41.6′ 東経137° 03.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{だいきち} 大吉丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年4月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 大吉丸、5トン未満（長さ9.90m） AC3-48229（漁船登録番号）、個人所有 第240-38282号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力125.04kW、回転数毎分3,250、4気筒、ボア104mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、佐久島南方沖で移動しながら釣りをを行った後、帰航する目的で航行を開始して北進中、主機が停止した。</p> <p>船長は、クラッチレバーを中立とし、再発進しようとしてエンジンを始動した後、クラッチレバーを操作したものの、クラッチが入らなかった。</p> <p>船長は、原因が特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されて衣浦港中央ふ頭（西）の棧橋に着岸した後、僚船にえい航されて大浜漁港に帰港した。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検し、プロペラシャフトのシールに釣り糸が巻き付き、同シールが破れて海水がプロペラドライブ内の潤滑油に浸入し、同ドライブ内のギアが焼き付いたことが判明した。</p> <p>本船は、出港前の点検がふだんから十分に行われておらず、また、プロペラドライブ内の潤滑油の点検も約3年間行われていなかった。</p>
分析	本船は、出港前点検及びプロペラドライブ内の潤滑油の点検が行われていない状態で出港後、プロペラシャフトのシールに釣り糸が巻き

	<p>付いて同シールが破れたことから、海水がプロペラドライブ内の潤滑油に浸入し、同ドライブ内のギアが焼き付き、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、出港前点検及びプロペラドライブ内の潤滑油の点検が行われていない状態で出港後、プロペラシャフトのシールに釣り糸が巻き付いて同シールが破れたため、海水がプロペラドライブ内の潤滑油に浸入し、同ドライブ内のギアが焼き付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港前にプロペラ等の点検を実施し、異常が発見された場合は修理を行うこと。 ・ プロペラドライブ内の潤滑油を定期的に点検し、劣化や水分の混入のないことを確認すること。